

五島市ふれあい・いきいきサロン事業運営要綱

(目的)

ふれあい・いきいきサロン（以下サロンという。）とは、地域に住む高齢者がふれあいを通し、仲間作りを進め地域で支えあうことで、孤独を感じたり、引きこもりにならないよう、繋がりを強くするとともに、心身機能の維持向上を図り介護予防にもつなげることを目的とする。

(事業運営主体)

地域住民、その他この事業に理解と熱意がある者が中心となり、事業を運営することとし、五島市社会福祉協議会（以下本会という。）が支援する。

(事業を実施する場所)

地域に住む高齢者等が、気軽に歩いていけるような場所（公民館・集会所等）に設定する。

(内容)

地域でサロンに賛同する住民が気軽に集まり、楽しい時間が過ごせるよう参加者と地域の協力者が企画立案し実施する。

- (1) 参加者と一緒にご飯を作る・食べる（ふれあい昼食会）
- (2) レクリエーション（歌、ゲーム、簡単なスポーツ等）
- (3) 健康づくり（健康相談、血圧チェック、健康体操）
- (4) おしゃべり会
- (5) 子供たちとの交流
- (6) 季節の行事（花見等）
- (7) その他（参加者や協力者の希望を中心に企画）

(参加対象者)

対象は、その地域に住む高齢者とする。但し、必要に応じてサロン協力者の参加も認めることとする。

(活動費の補助)

事業実施にかかる活動費として、1グループ（5名以上）1回の開催につき2,000円を補助金として助成する。ただし、年間1グループあたりの補助金の上限を30,000円までとする。

(活動助成費の申請等)

- (1) 本会の社会福祉事業助成金交付要綱による。
- (2) サロンの代表者は、他のサロンの代表者と重複しないものとする。

(保険の加入)

サロンを実施するにあたって、「ふれあいサロン傷害補償」に加入する手続きを社会福祉協議会で行うものとし、掛金についても本会で全額負担する。

(その他)

事業実施にあたっては、本会与連携をとりあい、事業の円滑な運営や参加者の呼びかけ、拡大、協力者の確保等目的遂行のため、相互協力を図るものとする。

この運営要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

この運営要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。